

施策：	21	くらしの安全対策の推進	財務コード	01060104-02-404
基本事業：	03	賢い消費者の育成	担当部	総務部
基本事業の成果指標	クーリングオフ制度を知っている市民の割合 消費トラブルの相談・解決方法の認識数（平均）		担当課	危機管理課
			担当係	生活安全・防犯担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	昭和46年度 ~		新規・継続	継続	会計区分			実施計画		
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）							
市民消費者			<ul style="list-style-type: none"> 消費者基礎講座や出前講座、消費者月間にあわせたパネル展を実施することにより、被害に遭わない賢い消費者を育てる。 市広報紙、ホームページ等を通して消費者の目を引く取組みを適時に実施し、消費者啓発活動を行うとともに、併せて、知っておいていただきたい消費者トラブル、詐欺事件等の具体的な情報を、リーフレット・冊子を活用しながら、広く市民に周知する。 出前講座 消費者基礎講座（7月～11月）年5回 消費生活センターだより（毎月）市報掲載 消費者トラブル啓発情報HP掲載（四半期毎） 啓発物の作成、配布（2月） 新成人へリーフレット等を配布 民生委員・児童委員、地域包括センターへ啓発資料配布（毎月） 消費者月間パネル展（5月） 							
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）			<ul style="list-style-type: none"> 啓発・学習を通して、被害に遭わない賢い消費者を多く育てる。 							
4. 成果（簡易評価は未記入）										
成果指標名称		単位	05年度実績	06年度実績	07年度当初	08年度要求	09年度計画	10年度計画	目標	
講座参加者数（基礎講座・出前講座）		人	195	176	200	200			190	
出前講座実施回数		回	1	0	5	5			3	
5. コスト										
事業費		計	千円	209	242	316	347			
		国	千円	0	0	0	0			
		県	千円	0	0	0	0			
		地方債	千円	0	0	0	0			
		その他	千円	0	0	0	0			
一般	千円	209	242	316	347					
正職員人工数		人工	0.2	0.1	0.1					
正職員人件費		千円	1,563	802	838					
トータルコスト(事業費+正職員人件費)		千円	1,772	1,044	1,154	347				
6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）										
あがっている どちらかといえばあがっている あがっていない（停滞・低下）		<状況> 消費者基礎講座は、5回の講座に各40名程度の申し込みがあった。どの講座も30名以上の参加があり延べ176名が参加した。生涯学習センターで実施した消費者パネル展は多くの方に見てもらえ、周知することができた。出前講座の開催はない。 <課題> 出前講座について、HP、市内の公共施設等へのチラシ設置や校長会等で周知を図り、年齢や生活環境に応じた内容の啓発を推進していく。								
7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）										
対象動向	増加	類似事業	なし	平成21年度より自治体の消費者行政の財政負担軽減を図るため、国が基金（平成26年度まで基金補助、平成27年度より交付金）を創設し、消費者行政を推進している。						
手段効率化余地	あり	コスト削減余地	なし							
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし							
上位貢献度	影響度は大	業務推進課題	あり							
成果向上余地	中程度									
8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）						改善方向性	維持	見直し	廃止	事業終了
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）										
消費者基礎講座については、市民の関心が高いテーマを選定するように心がけています。引き続き若年層が対象となるものを含め幅広いテーマの選定を行っていきます。 啓発パンフレットやグッズの配布先としては、民生委員や包括支援センターなど福祉関連施設を中心に行っています。 令和6年度から弁護士相談の消費生活一般事業への移行を実施										
事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）						備考・特記事項 or 進行管理欄				
消費者基本法に基づき、消費者の契約トラブルの多発の現状から、被害に遭わない賢い消費者の育成をめざし、主催事業として消費者基礎講座、出前講座を実施している。 また、毎月広報紙に記事を掲載したり、HPを定期的に更新するなどの啓発を行っている。						「筑紫野市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例」（平成28年4月1日施行）				